

関連質問なしと認めます。

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

奴奈川クラブの平澤惣一郎です。

これより、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目、柵口温泉権現荘元支配人の背任行為について。

本年1月下旬、前任期の市議会議員有志調査会による「柵口温泉権現荘元支配人に対する背任行為の刑事告発」の結果が公表されました。

告発の内容は、権現荘職員の内部告発を受け、地元スーパーの伝票を調査し「清酒、月桂冠糖質ゼロ」「発泡酒、極ゼロ」等、糖尿病であった元支配人が好んで飲んでいたものと一致したことから、背任行為の証拠となり得ると判断。計47回、金額にして39万1,040円であり、参考資料を添えて刑事告発したとのことでもあります。

告発を受理した糸魚川警察署は、県警本部と1年以上にわたる捜査の結果、背任行為で立証できるとし、書類送検。新潟地方検察庁高田支部の処分は、不起訴であったものの、その内容は元支配人が背任行為を認めた上、反省の意をあらわし、被害者に対して実質損害額を弁償した事実を考慮した上で、検察官の起訴猶予であり、背任行為が立証されたものと言えます。

平成21年度から平成27年度にわたり、1億円以上の累積赤字を計上、ずさんな経理内容、労働基準法に違反する労務管理、取引業者との不適切な関係等、横領・背任を疑われる勤務内容でありながら犯罪行為を立証することができずにおりましたが、今回の立証をもとに断固たる責任追及をすべきであります。

行政は、この事実をどう受けとめ、責任問題・損害賠償等どのようにお考えかお聞きいたします。

- (1) 起訴猶予の処分決定をどのように受けとめ、対応するのか。
- (2) 議会・市民への説明責任をどうお考えか。
- (3) 損害賠償はどうするのか。
- (4) 元支配人が支払った迷惑料とは、どのような意味で受け取ったのか。
- (5) 議会・行政の聞き取り調査では、背任行為はしていないと答弁していたが、虚偽の答弁であったことが判明した。虚偽の答弁を繰り返してきた行政責任をどうお考えか。
- (6) 今回の事件だけではなく、数々の内部告発による審査を最初からやり直す必要があると考えるがいかがか。

2番目、公共施設の建設費及び税金の無駄遣い改善について。

駅北大火からの復興・被災者支援は、被災者の一人として切に願うものでありますが、今回、示された被災者用市営住宅の建設費、約6億円については疑問を呈するものであります。

入居予定の被災者を対象に18室とのことですが、単純に割り返しても1室当たり3,300万にも及びます。独自に知り合いの不動産業者にお聞きいたしましたところ、民間の新築アパートでは、1室当たり450万円が相場であると。仮に500万円としても6倍以上の建設費であり、

6億円なら120室の共同住宅が建設できます。必要性は認めますが、余りに建設費がかかり過ぎると考えますがいかがでしょうか。

また、新設されるえちごトキめき鉄道押上駅のホームやごみ焼却施設などの相場も上回る建設費ではないかと疑問を持つものであります。

さらに、現場医療の内部告発を受け、新聞紙上にも報道され、問題視されている災害時用医薬品の未使用品の長年にわたる廃棄なども、憂うべき税金の無駄遣いではないでしょうか。

少子高齢化・深刻な人口減少に苦悩する糸魚川市にあっては、公共施設建設費の縮減や税金の無駄遣いをやめ、財政健全化と市民福祉、経済振興、産業育成に傾注すべきではないかとの視点から、以下の項目にお答えください。

- (1) 被災者用市営住宅の用地面積と土地取得費、設計料、住宅部門と訪問診療所・集会場などの建設費総額の内訳。
- (2) 市営住宅部分の家賃、訪問診療所の家賃及び年間の維持管理費。
- (3) その位置づけと用途、利用見込み。
- (4) えちごトキめき鉄道押上駅のホームの概要と建設費。
- (5) 新たに建設されるごみ焼却施設の総事業費と積算根拠及び年間の維持管理費。
- (6) 医薬品・食料品など災害時用備蓄品の項目と金額、使用実態、期限切れ品の処分の状況についてお聞きいたします。

3番目、駅南口周辺の再整備策定の必要性について。

思えば3年前、北陸新幹線の開業・南北自由通路の開通、開業を控えてのカウントダウンイベントの数々に始まり、開業を祝うギネス記録の達成、グルメ博などのビッグイベントの数々など開業効果を期待し、大いに盛り上がり、私の地元中央区でも新時代の到来に歓喜いたしました。

しかしながら、新幹線の開業効果は期待外れとなり、新幹線時代に対応したまちづくりも全くの手つかずであります。駅南アルプス口も、いまだ空き家が立ち並ぶ寂れたまちと景観となっております。

中央区は、多くの住人が糸魚川駅南線や中央大通り線建設、大火による転出に絡み、住居の移転を余儀なくされ、200戸に及ぶ転出となり、区費・組合費の大幅な減収など区財政を圧迫している現状であります。

糸魚川市の一等地に位置しながら、何ら発展の兆しすら見えず、新たな整備計画もない現状は、米田市政の無策ゆえであると厳しい声も寄せられております。

こうした現状を踏まえ、米田市長は駅南口周辺整備をどうするのかお聞かせください。

- (1) 駅南口周辺の空き家対策や周辺整備計画について。
- (2) JR用地買い取り後の利活用について。
- (3) 地元中央区民が取り組むイルミネーション事業など、にぎわい創出の新たなソフト事業への取り組みについて。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平澤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、不起訴の理由については公表されていないことから申し上げられません。

2点目につきましては、市としては権現荘の経営状況等を昨年12月に広報いといがわで周知しており、捜査の結果、不起訴となったことから市民への説明は考えておりませんが、市議会には、整理・検討して委員会で説明してまいります。

3点目につきましては、今回の告発が不起訴となったことから、元支配人に損害賠償を求めることは難しいものと考えております。

4点目につきましては、29年9月市議会の委員会の中で説明したとおり、管理運営のさまざまな問題や、その報道等に伴い、市に迷惑をかけたことに対する報酬の一部の自主返納の申し出であり、受け付けたものであります。

5点目につきましては、元支配人は、警察の捜査の中で権現荘で購入した糖質ゼロの清酒は、ほとんどお客と一緒に飲んだが、少しだけ私的に飲んだことを述べたと市職員に話しましたが、その後、元支配人の代理人弁護士からは、文書で私的に飲んだことを否定してまいりました。そのため警察の捜査の結果を注視してきましたが、不起訴となりました。

6点目につきましては、市として警察に全ての関係資料を提出の上、協力し、さまざまな角度から捜査が行われたものと考えており、市としては、さらなる調査は考えておりません。

2番目の1点目につきましては、市営住宅の用地面積は駐車場敷地を含めて1,621平方メートルで、そのうち746平方メートルを取得し、用地取得費は2,200万円を見込んでおります。設計費は4,600万円で、住宅部分と訪問診療所、交流スペースを一体で整備し、総事業費は5億9,700万円と見込んでおります。

2点目につきましては、市営住宅及び訪問診療所の家賃は、現在、検討いたしております。また、年間の維持管理費は100万円程度を見込んでおります。

3点目につきましては、被災者を入居対象として、不燃化対策や景観にも配慮し、安心して暮らすことのできる住宅を目指しております。

訪問診療所は、24時間、365日対応の訪問診療・訪問看護により、地域医療の充実につなげていきたいと考えております。

4点目につきましては、県道の西海踏切を挟み、上りと下り、それぞれにホーム、階段、スロープを計画しており、総事業費は4億6,000万円を見込んでおります。

5点目につきましては、建設工事は58億3,200万円であり、予定価格は環境省の入札の手引きに基づき算定したものであります。また、灰の処理費を除く年間運営費は3億9,852万円であります。

6点目につきましては、医薬品等は東日本大震災後、医師会と協議を重ね、5カ所の救護所に配備しており、医師が治療や処置に使用する医薬品等であります。更新時の事業費は、多いときで約50万円ですが、これまで使用する災害はなく、使用期限が切れたものから法令に基づき、医療廃棄物として適正に処理をいたしております。

また、食料品は県の基本方針に沿って、主食、副食、飲料水、毛布等を配備し、毎年、事業費は

約50万円であります。昨年7月、豪雨等の避難所で使用し、消費期限が間近となったものは、地区の炊き出し訓練等に活用いたしております。

3番目の1点目につきましては、空き家所有者へは適正な管理と利活用を呼びかけてきているところではありますが、現時点では、中央区内の空き家バンクへの登録物件はありません。空き家は、個人の財産であることから、周辺の皆様とも協力をしながら取り組みを進めていく必要があると考えております。

周辺整備計画につきましては、北陸新幹線糸魚川駅周辺整備基本計画に示された施設は、おおむね計画どおり整備されたものと考えております。

2点目につきましては、当面、駅北大火の復旧・復興に資する用途を検討してまいります。

3点目につきましては、地域の皆様が主体的に取り組まれており、評価いたしているところであり、市としても地域づくりプランの策定やまちづくりパワーアップ事業などにより、主体的な活動を支援していきたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ただいまお答えをいただきました。起訴猶予処分について、不起訴の中身がわからないと答弁にありましたが、無責任なんじゃないですか。告発した方々は、記者会見までして結果を公表してんじゃないですか。行政として、その内容はどうでしたかと告発者に聞くこともできたのに、それを警察に対しても捜査協力をして、情報は知り得た立場にあったにもかかわらず、要は不起訴であるということ一言で片づけようとするこの姿勢は、私には納得できません。単なる不起訴といっても、不起訴の中にも幾つかの項目があるわけですが、その項目がいかなるものか、教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

今ほどの説明の前提のところでお話のございました今回の検察庁の処分の結果でございますけれども、私どものほうに検察庁のほうから通知というものはございません。

したがって、先般、告発者の方が記者会見をされて報道になった状況の中で、不起訴だという状況を知り、検察庁のほうにその後、確認いたしました。不起訴だという事実については、確認いたしましたけれども、不起訴の理由については公表しないということで、私ども承知いたしてないところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

先般、保坂議員の質問に対して副市長は、警察には十分に協力したというお話をされておりました。警察に十分に協力したのであれば、警察からも事情聴取は当然あったでしょう。検察からも事情聴取はあったはずです。事情聴取があったということは、その内容についての事情を知り得たはずなんです。それをまるで知らないというのは、うそじゃないんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

昨年ですけれども警察のほうに相当な資料の提供をして、それから相談・協議をしてまいりました。当然ながら、相談・協議の中では、逆に私らのほうの取り調べも受けたという状況であります。

そういった中で、先ほど申しましたとおり、市長が5点目で申しましたとおり糖質ゼロの清酒については、元支配人は、ほとんどお客と一緒に飲んだんだけど、少しだけ私的に飲んだということ警察の捜索の中で話したということになります。そういったことを含めまして報告をさせてもらったというものであります。

ただ、先ほど金子総務部長が申しましたとおり不起訴の結果につきましても、私らのほうへは一切通知はありませんでした。それで問い合わせた結果ですけれども、不起訴理由については公表しないということになっております。

したがいまして、公表しないものを市が何と申しますか、検察庁が公表しないものを市が公の場で公表するのはどうかということになります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

検察は公表しないという話だそうなんですけれども、事情聴取を受けて、中で発言をしているからには、聞けば情報は得られたはずなんでは。それはなぜ聞かなかったんですか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答え申し上げます。

警察の捜査の状況の中では、事情聴取でございますので、捜査の中ということで話しできる状況の中については、ここまでで報告してきたとおりであります。

不起訴の理由については、警察のほうに確認いたしました。公表しないということでの話でございますので、今、織田副市長が申し上げたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

そう言い張るんでしたら、それでよしとしましょう。

でも、不起訴処分の中にもいろいろとあるんですよ、これは検察官が今回の問題については、起訴猶予処分であるということで、発表して、公表しております。これは嫌疑なしじゃないんですよ、嫌疑ありなんです。ですから、このほかに問題が何か出てくれば、最初からまたしっかりと捜査をやり直しますよという報告なんですよ。それをまるで無罪を勝ち取ったようなお答えを出して、市民にも説明しないなんてのは、これは信じられませんよ。やっぱりしっかりと市民に説明して、どのようにして市民の皆さんが汗水たらして働いて税金を納めたのをどうしてこんなことに使ったのか、はっきり説明する義務があると思います。どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

不起訴の理由につきましては、検察庁のほうも公表しないということになっております。そういう公表しないものを市が、多分こうだろうとか、ああだろうとかということで公表するのは、差し控えさせてもらいたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

そうおっしゃいますが、検察官は起訴猶予処分ですよとはっきり言ってるんですよ。ですから、ある程度、支配人が今までやってきたことについて、本人も認めて、そして警察官もそれを憂慮したということなんですよ。

いいですか、ですから、要は正直言って不起訴になる前に、市は支配人からお金を受け取ってるんですよ。何でその検察からの結果が出る前に支配人から、そのお金をどんな理由で受け取ったんですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

元支配人のほうから、市に迷惑をかけた。これまでの権現荘の管理運営、あるいはそれまでのさまざまな報道等の関係も含めて、市に迷惑をかけたということで、現職当時に受け取った報酬、その一部を自主返納したいということでの申し出があり、市として自主返納の払い込みがありました。

たので、受け取ったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

では、あなた方も、じゃあ支配人が間違いを犯したということ認めて受け取ったんですか、そのお金を。どんなつもりで受け取ったんですか。背任行為が明らかになったんですよ。それで、ほぼ同額である、この迷惑料を受け取らなければ、起訴された可能性が高かったんですよ。でも示談金と受け取ったんじゃないんですか。支配人の弁護士は、どのような説明をされたんですか。そして、誰が持ってきて、誰が受け取って、どんな処理をされたんですか、そのお金に対して。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

理由については、先ほど申し上げたとおり元支配人のほうから現職当時に受け取った報酬額の一部を自主返納したいということでの申し出があり、市のほうに振り込みがなされました。そういう形で私ども返納金を受領いたしました。

なお、ここまでの間に検察が不起訴という結論を出されたわけなんですけれども、さまざまな角度から警察のほうで捜査をされて、その結果、検察のほうで法に照らして判断されて不起訴ということになったと受けとめています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

不起訴は、行政側の説明によるとまるっきり無罪みたいなこと言ってますけれども、不起訴にも二通りありまして、嫌疑不十分と嫌疑なし、2種類あるんですよ。ほんで今回の結果については、嫌疑不十分、起訴猶予処分なんです。これははっきりしてるんです。それをまだあなた方は、隠して今までいろいろなことをやってきたのを裁量権の範囲内だということで、全部、支配人のやったことは許して、あなた方は支配人をかばってきたんですよ、今まで。それが今回、完全に覆ったわけですから、その辺、市民にどうやって説明をなさるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

私たちは、元支配人をかばってはおりません。先ほど市長が5点目でも答弁したとおりでありま

す。

ただ、権現荘の経営状況につきましては、昨年12月に広報いといがわで特集を組んで、るる説明をしております。市民に対する、るる説明をしております。

したがいまして、今回じゃあ不起訴だということで、加えて説明すると、なお逆に誤解を生じる、何といたしますか、誤解を生じるおそれがありますので、市民説明はしないということであります。

ただ、議会に対しましては、今後、整理・検討しまして、委員会できちんと説明してまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

理由はどうあれ、警察の捜査中時代に支配人から被害相当額を受け取ったわけですよ。ですから、その事実について、自主弁済と受け取られてもしょうがないんじゃないですか。判断が甘かったんじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

元支配人からの自主返納につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、現職当時に受け取った報酬額の一部という考え方の中には、現職当時に受け取った報酬額1カ月分から、現職でいられたときには減俸処分を受けておりますが、処分に値するものとして5%、6カ月18万円の減俸を受けております。それを差し引いたものについて、今回42万円自主返納をしたということで申し出がありました。これについては、今年の6月の議会の総務文教常任委員会の中でも報告させていただきましたけれども、そういう考え方のもとに自主返納の申し出がございまして、先ほど申し上げたとおり、当市のほうに振り込みがあり、受け取ったということであります。自主返納の考え方は、今、申し上げたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

うがった見方をすれば、不起訴にするために承知して受け取ったんじゃないですか。その辺はつきりさせてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

やはり議会の委員会の中でもその旨は、前回の委員会の中でも申し上げてまいりました。そして、我々もやはりそういったものに影響するのではないかということもちゃんと弁護士と相談の上、結論を出させていただいて受け付けさせていただいたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

それでは、別の角度からお聞きします。公務員の告発義務についてお伺いいたします。

刑事訴訟法第239条において、犯罪を認知したときには告発をしなければならないとうたってるんですよ。あなた方は、今、支配人が認めて、迷惑料を受け取ったとおっしゃったですよ。告発する気持ちはあるんですか、ないんですか。法律で決められてるんです、これは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

刑事訴訟法の中での規定の話を議員おっしゃったと思っておりますけれども、それと別に、告発するということがあるかということでございますけれども、当方といたしましては、これまで議会にも皆さん説明してきましたように、元支配人を含め、私も含めまして職員のほうで職務を遂行する上での不手際・怠慢があったということでのおわびを申し上げてきております。そういう不手際・怠慢の状況は、大変ご迷惑をおかけして、深く反省いたしているところでございますが、今、議員がおっしゃるようなところに該当するのは、値しないというふうに考えておる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

本来、犯罪行為を見つけた場合には、告発する義務がある、十分に疑わしい状況にある今、損害賠償請求すべきではないんですか。風評被害で訴えるべきという声もありますが、私も同感です。それも権現荘疑惑の張本人の元支配人に対して風評被害の部分も上乘せした状態で訴えるべきではないんですか、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

公務員は、告発すべきだということでもありますけれども、それは露見してないものについては、当然そうなるかと思っております。

ただ、今回の件につきましては、もう露見して、それから告白したりして、警察に捜査の協力を

してる状況でありますので、それは当たらないではないかなと思っております。

それからもう一点、以上です。

○1番（平澤惣一郎君）

風評被害も上乘せして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

もう一点ですけども、風評被害のことについても損害賠償すべきということであります。

ただ風評被害は、実際、元支配人のやった行為で、やった行為といいますか、これを風評被害になったのかどうか、その辺につきましては、ちょっと今のところもう少し考えてみなきゃならんかなと思っております。小林支配人が風評被害を出すためにやった行為ではなかったのではないかなとも思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

公会計であろうと企業会計であろうと言いわけのできないこれは赤字なんですよ。用途不明金など許されるわけがない。赤字どころか黒字になっていた可能性だってあるんじゃないですか。要は、契約期間5年ということで契約して、契約した途端3年間赤字、契約更改時期になるとわずかばかり百何十万と十何万の黒字、契約を更改したら、途端にまた二千数百万円の赤字なんですよ。これはもう支配人の胸先三寸でどうにでもなったんじゃないですか、この現状。どう捉えていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

これまで権現荘の経営収支につきましては、赤字の状況もありましたし、今、平澤議員が言われました平成24年、25年については黒字でありました。その年度によりまして、収支の状況については、そのときの社会的な背景であったり、また、当方内部での管理の不徹底の部分があったりというような原因がございまして、そのような結果になったというふうに思っておりますが、元支配人のほうでも就任後、それぞれ営業活動をされる中で少しでも誘客につながればというような営業活動を積極的に展開されてきたことも、また事実でございます。そういう状況の中でコストの管理が不十分であったという点についても、これまで報告してきたとおりでございます。その年度によって、それぞれ収支の理由があったわけですけども、そのような状況については、細部については議会の委員会のほうに資料もお示しして、これまで説明・報告してきたとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

市長は、権現荘問題に対して責任を持って明らかにすると今まで言ってこられたんですよ。今がそのときじゃないんですか、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は全て、やはりこの資料を提出し、いろんな調査に対しても協力してまいりました。それは、やはり明らかにしていくことが、私の責任だろうという形で進めてまいってきとるわけでございます。そして、今回の警察の捜査についても全ての資料を提出して協力してまいりました。そして、結果は不起訴という形で、私は受けとめております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

再度お聞きしますが、今回の事件だけではなく、数々の内部告発による審査を最初からやり直す必要があるんじゃないですか。いろいろな問題が告発されてますけど、その点についてはいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

私どもも、これまで警察に相談し、その後、警察の捜査の段階で、私どもが関係する書類等を含め、全て提出し、また、捜査の協力をさせてきていただいております。その中では、警察においてさまざまな角度から捜査が行われたものと受けとめております。

したがって、市でこれ以上の調査をとというのは、困難だということで、昨年3月、警察に相談させていただいて、このような状況で不起訴ということでの警察の判断がなされたというふうに受けとめておりますので、これ以上の調査は考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

権現荘問題も大部分が現場職員からの内部告発でやってきました。現場職員は、公務員としてしっかりと告発の義務を果たしてきたんですよ。そのたびにきちんと対応していれば、こんな大事件にはならなかったんじゃないですか。この機会にきちん

としなければ、いつまでたっても不祥事はなくなりません。いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

今回の権現荘の件についてはわかりますけども、それ以外に内部告発というのは、今考えましてもそんなになんか思っておりません。

また、仮にあったとしても何年か前に、ずっと前にあったとしても、それは内部告発に基づいて、その都度その都度その案件については、きちんと調査をしてきたと思っております。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後 2 時 1 5 分 休憩〉

〈午後 2 時 1 5 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

+

+

○議長（五十嵐健一郎君）
暫時休憩します。

〈午後2時17分 休憩〉

〈午後2時19分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）
休憩を解き会議を再開いたします。

+

+

+

○議長（五十嵐健一郎君）
暫時休憩します。

〈午後 2 時 2 1 分 休憩〉

〈午後 2 時 2 1 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）
休憩を解き会議を再開いたします。

+

○議長（五十嵐健一郎君）
暫時休憩します。

〈午後 2 時 2 2 分 休憩〉

〈午後 2 時 2 3 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）
休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

大変失礼をばいたしました。

それでは、続きまして質問させていただきます。

放漫経営にずさんな会計管理、財務規則違反、労働管理法違反。結果、1億2,000万円以上の累積赤字を市民の血税で補填してきた罪は、大変重いと考えます。しかも、一般企業では到底考えられないリニューアルを4億円もかけてやりました。その4億円の中の税金で補填した部分というのは、お幾らあるんですか、お聞かせください。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後2時25分 休憩〉

+

〈午後2時28分 開議〉

+

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答え申し上げます。

平成27年、26、27のリニューアルということで総事業費が3億9,300万、約3億9,300万であります。そのうち国の補助金と、それから市債もあります。補助金が2億2,500万、それから市債、これは過疎債だと思いますけども、1億3,300万ぐらいあります。この過疎債は、70%が交付税参入されますので、将来的な自己負担といえますか、市の一般財源とすれば約30%であるということでもあります。それから、一般財源が3,450万ほどあります。

したがって、先ほどの市債の一般財源と実際の事業費の一般財源、合計しますと7億4,500万、失礼しました、7,450万、これが税金から投入された一般財源というふうに考えております。

大まかな数字ですけども、以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

7年間の総額の赤字1億2,000万に、またプラスして7,450万もの税金をつぎ込んでおるんですよ。お聞きしますけれども糸魚川市の税収というのは、そんなに潤沢にあるんですか。お聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

権現荘の設置目的については、これまでも申し述べてきておりますけれども、当市と農山村の交流、地域振興という面での役割を果たすべく設置をしてきたものでございます。その設置目的に沿って、私どもリニューアルをしたり、あるいは運営をしたりしてきているのが基本のところでございます。そういう中において当然貴重な市の財源も活用しながら設置目的に向けての取り組みを基本的に進めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

地域振興については、私も否定するものではありません。これはぜひやっていただいて、人口等の問題にも絡んでまいりますので。それにしても余りにもひどい税金の使い方じゃないですか。市民一人一人が汗水垂らして納めた税金を、「はい、赤字です補填。赤字です補填。」一般企業ではもうとっくに潰れた会社をまたリニューアルして「はい、税金投入。」、これでは市民は納得できませんよ。私も一市民として納得のできる問題ではありません。今までの皆さんの答弁を聞いていると悪かったという気持ちをこれっぽっちも感じられません。一言も出てこないんですよ。こんなことで市民が理解できるわけがないと思いますが、その辺いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはりいろんな、市には施設がございます。そういう中でやはり誘客施設ということになっていきますと、いろんな面で、衛生的な面、また他との競争的な部分もあるのかもしれませんが。そういったところを考えながら、ある一定の期間を来たときには、それに合わせて、この再整備をかけさせていただいております。非常に大変な巨額を要するわけではありますが、これは権現荘だけではございません。他の施設も同じでございます。そういう中で目的に向かって、この効果があるように進めさせていただいております。決して市民の血税を無駄に無差別に使ってるとい

うことではございませんし、このたびのものにつきましても平成28年の3月、9月に我々もやはりその辺をしっかりとおわびをさせていただいておりますし、また、皆さんには、本当にご迷惑をおかけしたと捉えておるわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

数々の疑惑に満ちた権現荘問題に終止符を打つには、議会としても最大の調査権を持つ百条委員会を設置し、検察や警察での取り調べ内容や元支配人や告発者の証言を検証し、事実を明らかにすべきだと思います。それが議会議員としての責務であると考えております。いつまでやってるんだなんてやじも聞こえる、やじを飛ばす議員もおられますけれども、うやむやにしてきた責任は、議会にもあるんだと思います。数の論理で、臭いものにふたをするのではなく、しっかりと事の真意を明確にすべきです。議長を初め議員各位の奮起を心から願うものであります。

それでは、次の質問に入ります。

2番目の公共施設の建設費及び税金の無駄遣い改善について。

被災者住宅用建設市営住宅の用地面積と土地取得費、設計費等については、先ほど大まかにご説明をいただきました。それでも被災者住宅用の住宅建設については、18世帯で6億円というのは余りにも高過ぎると思いますが、この辺いかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

議員、今6億円というお話ですが、約6億円というのは、事業費全てでございます。ですから、単純なる建設費は、もっと安い形になると思っております。

それで、それにしても現在、計上しようとしております予算について、高いか安いかというお話、高いというお話でございますけれども、市営住宅として住宅建設に関する基本的な考え方といったものを市は持っております。被災地という立地特性から火災に強く、安全・安心な住宅ということのもとより、歴史ある町並みと調和、また被災された方や地区のコミュニティ再生を目指した住宅といったことを念頭に基本として木造3階建ての準耐火建築物といったものを具体的に考えました。当然、エレベーターとかもついておる状況でございますが、その設計に及んでは、この建物については市営住宅として高額であるとか華美なものであるといったことは考えておりません。一般的な公営住宅でございますし、それから費用につきましては、当然、補助事業をもらう、国から補助をもらったりするわけですが、そのときに国土交通省のほうでしっかりと、例えば労務単価、あるいは資材単価、それから歩掛、これをこうつくったら幾ら必要なのかといったことをしっかりと積算する制度がございます。その制度にのっとりしっかりと会計検査にも対応でき得るしっかりと積算を行っておりますので、議員おっしゃる非常に高価だといったことについては、当てはまらないというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今ほど課長さんから、るる説明をいただきました。それでもかなりの金額になると思いますし、他の被災地等を参考にするのはなくて、糸魚川自身の身の丈に合った建設等をやっていただいて、市民がどなたでも納得できるような価格等をもう一度検討していただいて、何とか経費を削減できないものか、もう一度簡単にお答えいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

何とか経費を削減できないかといったことをございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、公営住宅、公共工事に関しましては、先ほども申しましたとおり歩掛があつたり、国で定めた単価があつたりします。それをもとにしっかりと積算するわけをございます、それよりも安く設定すると、業者さんが今度お困りになったり、あるいは私らとして国の検査にひっかかるということも考えられます。適正な価格でもってしっかりと積算して工事を発注してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

今ほどご説明いただきましたように立派なものをつくっていただいて、一日も早く被災された皆さんにご入居できるような状態へ持って行っていただきたいと考えております。

ここで、財政課長にお聞きしたいと思いますが、糸魚川の財政は大丈夫なんでしょうか。ごみ焼却場や災害対策などに予算が食い潰されて、将来的な財源不足に陥るのではないかと、私、心配しております。見通しをお聞かせいただきたいと思いますが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

お答えします。

地方交付税をもらってる以上、財政が厳しいというのは、ある意味当たり前のことです。今、いろんな事業をやっておりますけれども、それで将来の糸魚川市どうなるのかということで、どうにかならないようにやるのが私の仕事だと思っておりますので、そういうのも含めて、これからのことを

考えておりますし、長期財政見通しをつくって状況を確認しながら進めておりますので、心配するようなことにはならないようにいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ただいまなかなか力強いお言葉をいただきました。どうか各予算削減をしながら、よりよい糸魚川をつくっていただきたいと思います。

もう時間がなくなってまいりましたので、ほかの項目は予算委員会等で、またご質問をさせていただきたいと思いますが、最後に、少子高齢化、深刻な人口減少に苦悩する糸魚川市にあっては、財源不足が深刻化するのには目に見えております。維持管理費も莫大な金額です。公共施設建設費の縮減や税金の無駄遣いをやめ、財政健全化と市民福祉、経済振興、産業育成に対して最大の課題である人口減の対策に傾注すべきであると強く申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で平澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を2時55分といたします。

+

（午後2時42分 休憩）

+

（午後2時55分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

私は、国民健康保険の都道府県化について、権現荘の管理運営、健康づくり施策について米田市長の考えを伺いたいと思います。

1、国民健康保険の都道府県化について。

(1) 4月から都道府県単位の国民健康保険に移行されますが、新潟県が一体的に行う業務と各市町村が行う業務はどのようになるか。

(2) 県単位に一本化することによって、医療施設の充実している市と、過疎化が進み医療環境が悪化している市町村との格差がさらに広がることはないか。